



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2014年2月10日(月)

消費税の『総額表示義務の特例』

## 外税レジのレシート復権？

### 『内税レジ』の消費税計算

消費税の『総額表示義務の特例』により、**H29.3.31**までは『税抜価格』表示ができることとなりました。この措置に伴い、総額表示制度導入(H16)以来、見るのが少なくなった**外税レジのレシート**が増えるかもしれません。総額表示導入の際に切替えた内税レジのレシートは次のようなものです。

【設例】現在の消費税率5%で税込単価115円(本体110円、消費税5円)を3個販売。

サンプルストア	
3 × 115 単	
カップラーメン	345
<b>合 計</b>	<b>¥345</b>
(内消費税等	¥16)

この設例の『価格表示』(値札)は、本体価格110円に、 $110円 \times 5\% = 5.5円$ の端数を切捨てた5円の消費税相当額を加えた税込115円(総額表示)としましたが、レシートの消費税計算は $5円 \times 3個 = 15円$ ではなく、『代金決済(一領収単位)』ごとに $345円 \times 5/105 = 16.42 \rightarrow 16円$ となります。110円 $\times 3個 = 330円$ と思っていた税抜売上は、 $345円 - 税16円 = 329円$ となってしまう訳です。そのため『価格表示』の段階では5.5円を6円と切上げる店(売価116)もあれば、5円のまま損の部分は持出しの店もあ

り、それぞれの考え方で対応していました。

### 『外税レジ』の消費税計算

『総額表示義務の特例』を適用した場合の外税レジのレシートではこうなります。

サンプルストア	
3 × 110 単	
カップラーメン	330
<b>小 計</b>	<b>¥330</b>
消費税等5%	¥16
<b>合 計</b>	<b>¥346</b>

税抜価格で表示した値札110円の品物3個を顧客に販売した—というイメージです。

この場合の内税レジと違いは、合計が346円という点です。店側の立場で言えば『ここをおきなく1円を請求できる』こととなります(税抜売上は330円となります)。

### 外税レジ方式による端数処理計算の特例

また『総額表示義務の特例措置』導入で、外税レジの『端数処理』の計算も復活しました。レシート毎の消費税額(端数処理後)を足し込んで申告できます(積上計算)。



レシート1枚でも  
結構複雑です。